

# 第11回会合におけるヒアリングの取扱いについて

参考資料11－1

- 本ワーキンググループについては、開催要綱において、**原則公開することとされており、主査が必要と認める場合については、非公開とすることが可能**となっている。
- Google LLCより、以下の理由により**一部を非公開とした旨、申し出があったところ、主査の了解により、本日の会合（第11回会合）における質疑応答**については、**非公開にて実施すること**とする。
- なお、**本日の会合の議事録**については、開催要綱に基づき**原則公開**とすることしながらも、事業者が非公開を希望する理由に鑑み、**主査が必要と認める範囲**において、**一部を非公開**とすることとする。

事業者名	非公開を希望する理由
Google LLC	ヒアリングにおける自社の説明や質疑応答の内容が自社の事業上の機密情報に触れる可能性があり、また、一般には公開されていない情報にも言及する可能性があるため。

(参考)「利用者情報に関するワーキンググループ」開催要綱（抜粋）

## 5 議事・資料等の扱い

- (1) **本WGは、原則として公開**とする。ただし、**主査が必要と認める場合**については、**非公開**とする。
- (2) **本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開**する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は**主査が必要と認める場合**については、**非公開**とする。
- (3) **本WGの議事概要は、原則として公開**する。ただし、**主査が必要と認める場合**については、**非公開**とする。